

法規 〔1〕



電気工作物の種類を知ろう

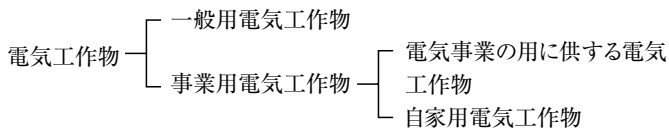


次の電気工作物のうち、電気事業法に基づく、自家用電気工作物に該当するものの組み合わせで、正しいものはどれか。

- ① 400〔V〕で受電し、受電電力の容量が55〔kW〕のマーケットに設置する電気工作物
 - ② 200〔V〕で受電し、受電電力の容量が20〔kW〕で、別に出力25〔kW〕の太陽電池発電設備を有する事務所に設置する電気工作物
 - ③ 6600〔V〕で受電し、受電電力の容量が35〔kW〕の事務所に設置する電気工作物
 - ④ 200〔V〕で受電し、受電電力の容量が45〔kW〕の事務所に設置する電気工作物
 - ⑤ 200〔V〕で受電し、受電電力の容量が15〔kW〕で、別に出力5〔kW〕の内燃力発電設備を有する病院に設置する電気工作物
- (1) ①-② (2) ①-⑤ (3) ②-③
(4) ②-④ (5) ②-⑤



電気事業法では、電気工作物を、**一般用電気工作物**と**事業用電気工作物**に分け、さらに、**事業用電気工作物**は**電気事業の用に供する電気工作物**と**自家用電気工作物**に細分している。



(1) 一般用電気工作物

- ① 600〔V〕以下の電圧で受電し、受電の場所と同一の構内で使用するための電気工作物（同一構内に設置する小出力発電設備を含む）

〈小出力発電設備とは〉

発電電圧が600〔V〕以下のもので、出力が次のもの。

- ・太陽電池発電設備…20〔kW〕未満
- ・風力発電設備…20〔kW〕未満
- ・内燃力発電設備…10〔kW〕未満
- ・水力発電設備…10〔kW〕未満

（ただし、出力の合計が20〔kW〕以上となるものを除く）

- ② 構内に設置する小出力発電設備であって、その発電した電気を600〔V〕以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路により、その構外にある電気工作物と接続されていないもの。

(2) 電気事業の用に供する電気工作物

電気事業を目的として設置される電気工作物（例えば、電力会社の所有する電気工作物）をいう。

(3) 自家用電気工作物

一般用電気工作物および電気事業の用に供する電気工作物以外の電気工作物をいう。

詳しい解説

(1) 自家用電気工作物について考えよう

次に該当する需要設備は、自家用電気工作物となる。

- ① 他の者（電力会社等）から600〔V〕を超える電圧で受電するもの
- ② 小出力発電設備以外の発電設備を設置するもの
- ③ 構外にわたる電線路を有するもの
- ④ 火薬類を製造する事業所（火薬類取締法に規定するもの）
- ⑤ 甲種炭抗および乙種炭抗（鉱山保安規則で適用されるもの）